

社会保険に加入する個人事業所の適用対象を拡大します

- 社会保険（厚生年金・健康保険）の加入する要件をわかりやすくし、
働く方が自分のライフスタイルに合わせて働き方を選びやすくなるようにします。
- 将来の年金の増額など、働くことで手厚い保障が受けられる方を増やします。

現在	
	個人事業所
	常時5人以上の者を使用する事業所 5人未満の事業所
法律で定める17業種	加入対象 加入対象外
上記以外の業種 (加入の対象とならない業種) 例：農業・林業・漁業、 宿泊業、飲食サービス業、 洗濯・理美容・浴場業、 娯楽業、デザイン業、 警備業、ビルメンテナンス業、 政治・経済・文化団体、 宗教等	加入対象外 加入対象外 労使の合意により任意で加入 (任意包括適用)

個人事業所の加入範囲を拡大していくイメージ	
	個人事業所
	常時5人以上の者を使用する事業所 5人未満の事業所
全業種	加入対象 加入対象外 2029年10月時点で 既に存在する事業所 当面は加入対象外 労使の合意により任意で加入 (任意包括適用)

5人未満の個人事業所や2029年10月施行時に既に存在する事業所に対しては労使の合意に基づく任意の加入を後押ししていきます。